

参考配布

平成 30 年 3 月 29 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

**いわゆる違法な「二重派遣」を行っていた  
派遣元事業主に対する行政処分について  
～大阪労働局と静岡労働局により合同調査を実施しました。～**

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表  
平成30年3月29日

担 当	大阪労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課長 菊池 みゆき 主任需給調整指導官 浅田 雅彦 電話 06-4790-6319
--------	--

いわゆる違法な「二重派遣」を行っていた  
派遣元事業主に対する行政処分について

～大阪労働局と静岡労働局により合同調査を実施しました。～

大阪労働局（局長：田畑 一雄）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該事業主は、静岡県に所在する工場に、少なくとも平成28年6月6日から平成29年11月22日までの間2,640人日、職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条で禁止される労働者供給事業（いわゆる二重派遣）を行っていたことが、大阪労働局と静岡労働局による合同調査の結果、明らかになり、処分に至ったものである。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	株式会社キャリアシップ
代表者の職氏名	代表取締役 入山 洋和
事業主所在地	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号 新大阪第一生命ビル
許 可 番 号	派27-060159
許 可 年 月 日	平成16年2月1日

## 第2 処分の内容

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令  
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

## 第3 処分理由

株式会社キャリアシップは、大阪市淀川区宮原三丁目5番24号 新大阪第一生命ビルに本社を置き、厚生労働大臣から平成16年2月1日(派27-060159)許可を受け、労働者派遣事業を営む事業主であるが、

同社はA社と請負契約と称する契約を締結していたにも関わらず、A社の指揮命令の下で労働に従事させており、実態は労働者派遣の状態であった。

さらに、同社がA社で労働に従事させた労働者のうち32名は、派遣元事業主であるB社が同社へ労働者派遣した労働者であったことから、法定の除外事由がないにもかかわらず労働者供給事業を行ったものであり、職業安定法第44条の規定に違反する。

なお、同社が行った労働者供給事業は、少なくとも平成28年6月6日から平成29年11月22日までの間、2,640人日である。

## 第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成30年3月30日から平成30年5月29日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

## 第5 労働者派遣事業改善命令の内容

株式会社キャリアシップにおける労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

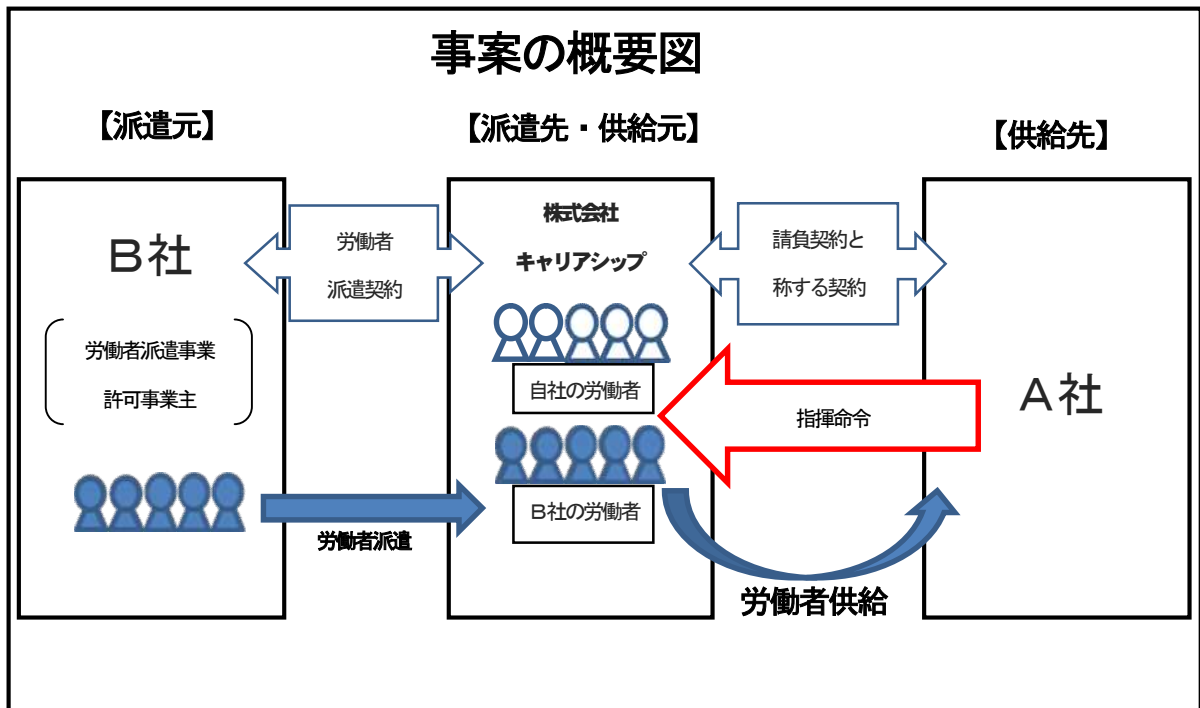
- (1) 当該処分の理由に係る原因の究明
  - (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
  - (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
  - (4) 役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の理解及び遵守の徹底
- なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第26条第1項(契約の内容)
- ② 労働者派遣法第26条第5項(派遣先からの抵触日通知)
- ③ 労働者派遣法第32条第2項(派遣労働者であることの明示)

- ④ 労働者派遣法第 34 条第 1 項 (就業条件等の明示)
- ⑤ 労働者派遣法第 34 条の 2 (労働者派遣に関する料金の額の明示)
- ⑥ 労働者派遣法第 35 条第 1 項 (派遣先への通知)
- ⑦ 労働者派遣法第 37 条第 1 項 (派遣元管理台帳)
- ⑧ 職業安定法第 44 条 (労働者供給事業の禁止)
- ⑨ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針  
(平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 137 号)
- ⑩ 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準  
(昭和 61 年労働省告示第 37 号)

(5) 内部管理体制 (人的構成と体制の構築等) の再構築・整備



## 参 考

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和60年法律第88号) (抄)

(許可の取消し等)

#### 第14条

##### 第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

第1号 第6条各号(第4号から第7号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。

第2号 この法律(第23条第3項、第23条の2、第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び次章第4節の規定を除く。)若しくは職業安定法 の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

第3号 第9条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第4号 第48条第3項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第23条第3項、第23条の2又は第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定に違反したとき。

##### 第2項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

#### 第26条

##### 第1項

労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

第1号 派遣労働者が従事する業務の内容

第2号 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分にあつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)

第3号 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

- 第4号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 第5号 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 第6号 安全及び衛生に関する事項
- 第7号 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 第8号 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の2において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 第9号 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合に於ては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 第10号 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

#### 第5項

派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(派遣労働者であることの明示等)

#### 第32条

##### 第2項

派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合に於ては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

#### 第34条

##### 第1項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第40条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に於ては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

第1号 当該労働者派遣をしようとする旨

第2号 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であ

つて当該派遣労働者に係るもの

第3号 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第35条の3の規定に抵触することとなる最初の日

第4号 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第34条の2

第1項

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

第1号 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

第2号 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第35条

第1項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

第1号 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

第2号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

第3号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第4号 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

第5号 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣元管理台帳)

第37条

## 第1項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 第1号 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 第2号 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 第3号 派遣先の氏名又は名称
- 第4号 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 第5号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 第6号 始業及び終業の時刻
- 第7号 従事する業務の種類
- 第8号 第30条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置
- 第9号 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 第10号 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 第11号 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 第12号 その他厚生労働省令で定める事項

## （改善命令等）

### 第49条

#### 第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## （権限の委任）

### 第56条

#### 第1項



この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第44条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第45条

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。